



シンガポール

■シンガポールにおける育児休暇制度

1 父親の育児制度

シンガポール政府は、近年、少子化問題の緩和のため出産奨励支援を強化しており、2017 年以降、父親の育児休暇（Paternity Leave）を拡充することを新たに発表した。

現在、シンガポールの父親が任意で取得できる育児休暇は1週間であり、各企業が任意でこの期間に1週間の追加できるシステムで運用されている。2017 年 1 月 1 日以降生まれる子供に対しては、この期間が一律2週間となる。追加される1週間の期間に対しても、現行と同じく 2500 シンガポールドル（日本円で約 20 万円）を上限として政府より有給支援がなされる予定である。実際の給与がこの額を上回る場合においては各企業が任意で判断し補填される。

父親が育児休暇を得るための主な条件は以下の通りである。

- (1) 出生する子供がシンガポール国籍を有すること
- (2) 子供の母親と法的に婚姻関係を有すること
- (3) (a) 子供の誕生時に勤めている企業において継続して少なくとも 3 年以上勤務していること
または
(b) 自営業である場合、特定のビジネス、貿易または職業に子供の誕生時を基準に少なくとも 3 ヶ月は継続して従事しており、育児休暇を取る期間は収入を得ることができないこと



2 父母間の休暇共有制度

シンガポールは、育児休暇を父親と母親が共有で取得する制度も採用している。育児休暇を取る母親には現行制度では 16 週間の休暇が認められており、そのうちの 1 週間を父親に割り振ることが本来の制度では可能であった。本期間も上記新制度の導入と同じタイミングで 4 週間に拡大される。父親は、子供の出産後 12 カ月以内であれば、1 週間のまとまった休暇を取ることができ、雇用主との間で相互に合意がある場合は、柔軟に休暇を取ることにも可能である。

本制度を利用するために必要とされる主な条件は以下の通りである。

- (1) 出生する子供がシンガポール国籍を有すること
- (2) 子供の母親と法的に婚姻関係を有すること
- (3) 子供の母親が、政府の支給する出産休暇を取得する資格を有すること

本制度の適用によりシンガポール国民の出産意欲が向上し、少子化対策の新たな柱の一つとなることが期待されている。

インドネシア

■インドネシア投資調整庁による租税恩赦プログラム促進のための規制

インドネシア投資調整庁(BKPM)は、租税恩赦プログラムを促進・支援するための規則を制定した。

租税恩赦プログラムの促進・支援として、2016 年 10 月 28 日、BKPM は、ガイドラインと資本投資のための基本ライセンスに関する BKPM 規則（2015 年第 14 規則）の第 2 次改正となる 2016 年第 8 規則（第 8 規則）を打ち出した。本規則の制定により、租税恩赦プログラムの対象者は、投資ライセンスサービスを受けることが可能となる。租税恩赦プログラムの対象者は、BKPM に対し租税恩赦プログラムの対象者である証拠を提出することでこのサービスを受けることができる。

投資ライセンスサービスとは、2016 年 1 月 11 日に導入された 3 時間の手続短縮プロセスであり、投資を

するために必要な手続きを迅速化することを目的とする。3時間以内に8つのライセンス手続が完了する当サービスは、本来、限られた対象者のみ利用可能であったが、本規則の制定により、租税恩赦プログラムの対象者も利用が可能となる。

第8規則の下、以下のいずれかの基準を満たす外国投資会社または国内投資会社は投資ライセンスサービスを受けることができる。

- (1) 総投資額は少なくとも10億ルピアであること
- (2) 少なくとも1,000人を雇用していること
- (3) 上記の1または2の要件を満たし、工業省が発行した規制に従って、一定の製造ラインに従事する、または内陸自由貿易協定に該当する特定の地域に所在すること
- (4) サプライチェーンの一部である特定の製造ラインに従事すること
- (5) 特別経済区に所在すること
- (6) 租税恩赦プログラムに参加しており、財務大臣または関係者が発行した税金恩赦提出領収書の証拠を有すること
- (7) 第8規則に定められた特定のインフララインに従事すること



■ 医薬品/ヘルスケア企業に求められる支援提供のための要件

2016年11月8日、保健大臣(Minister of Health)は、支援提供における規則につき、第58規則を発行した(2016年11月29日より施行)。第58規則は、保健省(MOH: Ministry of Health)内の汚職防止のために打ち出された一連のMOHの規則のうち、2番目に制定された規則である。

第58規則の下では、寄付者と受領者の両方が、支援提供を受けてから30日以内に汚職撲滅委員会(KPK: Komisi Pemberantasan Korupsi)に報告する義務が課せられる。これは、インドネシアの医療従事者に対し、第58規則に該当する医薬品/ヘルスケア会社が支援提供をしたい場合、KPKに報告する必要があることを意味する。しかし、第58規則は、支援提供につき求められる要件を遵守していない医療従事者に対する行政上の制裁措置(言葉による警告、書面による警告および/または免許の取り消し)のみを規定するにとどまり、支援提供者に対する制裁については言及されるに至っていない。

なお、この「支援」とは、1:あらゆる形の援助および/または活動で、2:知識を増やすためになされ、3:医薬品企業/産業、医療機器企業/産業、医療検査機器企業/産業またはその他の企業/産業によってなされ、組織され、支援され、4:不正がなく責任を持ってなされる行為である、と定義される。

第58規則により、「支援」は、1:医療従事者(公務員、非政府職員または個人慣行)または、2:機関、保健サービス施設機関および/または専門機関に対し提供される。

また、これらの該当者に与えられる支援は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 公平性をもって支援し、介入してはならない。
- (2) 金銭その他金銭と同等のものによる支援であってはならない。
- (3) 個人に直接与えてはならない。
- (4) 支援は関連する医療従事者の専門知識に沿ったものでなければならない。
- (5) 透明性を備えていなければならない。
- (6) 説明責任と透明性を満たしていなければならない。

マレーシア

■ 外国為替管理政策(FEA)

1 外国為替管理政策(FEA)の背景

2016 年 12 月 2 日、マレーシア中央銀行バンク・ネガラ(BNM)のホールセール金融市場の戦略策定や見直しを担う金融市場委員会(Financial Markets Committee)は為替管理制度の変更を突如発表、12 月 5 日より施行された。本制度によりマレーシア国内の輸出企業は物品の外貨建て輸出代金の 75%のマレーシア通貨リンギへの両替、及びマレーシア国内取引におけるリンギの使用が義務付けられた。強引な政策導入の背景には、為替レートの安定の要請があると考えられる。すなわち、リンギの対ドル相場は米大統領選でのトランプ氏の勝利以降、5%超下落しており、リンギ買いを誘導することで急落するリンギ安を食い止めることがこの政策導入の主な目的と考えられる。しかしながら、仕入れや販売を主に外貨で行ってきた輸出型企業にとって当該政策の影響は大きく、輸出拠点としての地位を保持してきたマレーシアの意義が揺らぎかねないとの声も上がっている。



2 外国為替管理政策(FEA)の概要

今回発表された外国為替管理政策(FEA)の概要は以下の通りである。

(1) 輸出企業に対し物品の外貨建て輸出代金 75%のリンギへの両替義務付け

- (a) 輸出企業は、物品の輸出代金として受け取った外貨のうち 25%までを外貨として保有できるが、残りの 75%以上は受取当日にリンギに両替しなければならない。
- (b) 輸出代金のうち外貨として保有する金額は、専用口座(Trade Foreign Currency Account (FCA))に入金しなければならない。また、専用口座に入金された外貨資金は、輸入代金決済(サービスの輸入を含む)、外貨借入の返済に限定して使用されなければならない。
- (c) リンギに両替された資金は、Special Deposit Facility (SDF)口座に入金しなければならない。SDF 口座に入金された資金には年 3.25%の金利が付与され、その用途は自由とされる。
- (d) 本外国為替管理政策(FEA)は、12 月 5 日以降の輸出代金受取に適用される。また、発表以前に保有していた外貨に対しては適用されない。
- (e) 例外対応を行なう場合、マレーシア中央銀行への個別申請・承認取得 が必要となる。

(2) 国内取引におけるリンギ使用の義務化

マレーシア国内において取引を行う場合、12 月 5 日以降は、決済通貨はリンギを使用しなければならない。国内外貨建て決済を行なう場合は、マレーシア中央銀行に対し個別申請・承認取得が必要となる。

(3) 為替ヘッジ規則

実需確認に基づかない為替ヘッジ取引の場合、金額は 1 銀行 1 顧客あたり 600 万リンギに制限されるが、実需確認が可能な取引の場合は金額の制限は課されない。一方、期間について、輸入・ローン債務に対するヘッジ期間は 6 ヶ月以内に制限されるが、輸出債権に対する為替ヘッジ取引の期間には一部の例外がある。

(4) ネットティング取引

マレーシア中央銀行による承認済のネットティング取引につき、承認内容に有効期間の定めがある場合には、該当期間までの利用が認められる。定めがない場合には、12 月 5 日施行の外国為替管理政策(FEA)の変更を

受け、今後の利用は認められなくなる。

3 分析

今回の制度変更は、従前の貿易実務に対して大きな変更を強いるものであり、特に 2 (1) の外貨建て輸出代金の両替義務は、日系企業を含む外国企業にとっても大きな影響を与えている。マレーシアを輸出拠点として進出してきた企業、中でも仕入れや販売に米ドルその他の外貨建てで取引を行っている企業は、輸出代金で受け取ったドルをリングに両替し、輸入部材などの仕入れ決済の際には、再度ドルに両替を行わなければならない、企業に不要なコストを課すことになる。結果的に輸出拠点としての魅力を理由にマレーシアに進出してきた日系企業その他の外国企業にとっても、同国での事業存続すら議論に上がりかねない事態となっている。この制度変更は、経済問題に加えて、政治問題がリング安の背景にあると言われており、今後根本的な解決に至るまでには時間がかかるとみられ、引き続き動向を注視していく必要があると思われる。

フィリピン

■情報プライバシー法の施行

フィリピンでは、国家プライバシー委員会 (National Privacy Commission) により、個人情報の取扱いを全般的に規定した法律である情報プライバシー法 (Data Privacy Act of 2012 (Republic Act No.10173)) の施行ルール及び規則¹が 2016 年 8 月 24 日に発表され、同法が正式に施行されることとなった²。

フィリピンにおいてはもともと、データ入力代行やコールセンターといったビジネスプロセスアウトソーシング

(BPO) 産業が盛んであるため、個人情報の適切な取扱いが問題となる機会が少なくないが、この法律が正式に施行されるに伴い、その取扱いのルールがより明確となることが期待される。具体的には次のような内容に留意すべきである。

まず、同法の適用対象は広く、あらゆる個人情報の処理 (収集、記録、保管、変更等が含まれる。) に適用され、また、個人情報を処理するものが自然人であるか法人であるかを問わず適用される。

特に法人については、フィリピンにおいて設立された法人でなくとも、フィリピンにおいて何らかの情報処理装置を有していたり、事務所ないし支店等を有して個人情報を処理している場合には適用対象となる。ただし、フィリピン以外に居住する者から適法に収集された個人情報であれば、フィリピン国内で処理されることになっても同法の適用対象外となるとされており、フィリピンにおける BPO 産業の推進の妨げにならないような配慮もなされている。

次に、私人間の個人情報の移転・共有については、個人の個別の同意がある場合にのみ適法となる。中でも商業目的での個人情報の移転・共有についての同意は、国家プライバシー委員会の審査がなされる場合があるところ、審査の具体的な内容は規定されていないため、実際にどのように運用されるか注意が必要である。

そして、情報管理機関内部で個人情報を管理する者は、次のような内容を持つ組織的な情報管理体制を構築しなければならないと規定されている。

- (1) プライバシーオフィサーの選任
- (2) 処理記録の管理



¹ IMPLEMENTING RULES AND REGULATIONS OF REPUBLIC ACT NO. 10173。原文はフィリピン政府官報ウェブサイト (<http://www.gov.ph/2016/08/25/implementing-rules-and-regulations-of-republic-act-no-10173/>) 参照。

² 情報プライバシー法の原文はフィリピン政府官報ウェブサイト (<http://www.gov.ph/images/uploads/20160825-IRR-RA-10173-data-privacy.pdf>) 参照。

- (3) 物理的セキュリティと技術的セキュリティコントロールの実行
- (4) 定期的なセキュリティ違反の監視

ただ、この規定がどのような場合に適用されて管理体制を構築しなければならないかについても、「適切と判断される場合」と定められるのみで、具体的な適用の要件は明確にされていない。結局のところ、個人情報の種類、情報漏えいのリスクの大きさ、情報を管理する機関のサイズ・構成、セキュリティ管理の実施についてのコストなどさまざまな要素を考慮して決定されると思われるため、今後の運用に注意が必要である。

ベトナム

■ベトナムの最低賃金の改定

ベトナム政府は2016年11月14日付けで、2017年の最低賃金に関する政令（Decree stipulating Minimum Area Wage Rates for Employees working pursuant to a Labour Contract）を公布した。

ベトナムの最低賃金は1から4のゾーン別に設定されている。今回の改定により、ハノイやホーチミンを含むゾーン1の最低賃金は375万ドン（約165米ドル、7.1%増）、ゾーン2（ダナン市、バクニン省など）が332万ドン（約146米ドル、7.1%増）、ゾーン3（ハナム省など）が290万ドン（約128米ドル、7.4%増）、ゾーン4が258万ドン（約114米ドル、7.5%増）となる（同政令第3条）。なお、政令153号は2017年1月1日から施行される。

後述する通り、ベトナムをはじめ、タイ、カンボジアについては、2017年1月1日より最低賃金が改定されている。以下、メコン地域の最新の最低賃金一覧表となる。なお、ラオス、ミャンマーでは特段改定の動きはない。



<メコン地域の最低賃金>

国名	2016年度	2017年1月1日～
ベトナム	350万ドン/月 (約154米ドル/月、ゾーン1)	375万ドン/月 (約165米ドル/月、ゾーン1)
タイ	300バーツ/日 (約8.56米ドル/日)	310バーツ/日 (約8.85米ドル/日) ※バンコクやプーケットなどの地域
カンボジア	140米ドル/月 (縫製業、製靴業のみに適用)	153米ドル/月 (縫製業、製靴業のみに適用)
ラオス	900,000キープ/月 (約110米ドル/月、2015年4月1日より適用)	変更なし

ミャンマー	3,600 チャット/日 (約米2.65ドル/日、2015 年9月1日より適用)	変更なし
-------	--	------

タイ

■タイの最低賃金の改定

1 概要

2017 年 1 月 1 日から、現在の 1 日当たりの最低賃金 300 バーツが概ね 5 バーツから 10 バーツ引き上げられることとなった。この度の最低賃金の改定は、2013 年 1 月 1 日に国内全土を通じて最低賃金を 1 日当たり 300 バーツと定めて以来、初めてのものとなる。

タイにおいては、厚生労働省事務次官が議長を務める賃金委員会が最低賃金割合の決定に関する権限と責務を有しており、同委員会は消費者物価や GDP 等の 10 項目について勘案した上で最低賃金割合を決定する（労働者保護法（Labour Protection Act B.E. 2541）79 条 3 号、87 条及び 88 条）。同決定は、2016 年 10 月 31 日に内閣に提出され、閣議決定を経て、同年 12 月 7 日付の官報により告示された。



2 改定

国内の全 77 都県のうち、以下の表のとおり、49 県については 5 バーツ、13 県については 8 バーツ、バンコク、プーケット等の 7 都県については 10 バーツ引き上げられる一方、8 県については従来の 300 バーツのまま変更がされていない。

305 バーツ/日 約 8.7 米ドル/日 (49 県)	メーホンソン、ランパーン、ナーン、ターク、カンチャナブリー、ラーチャブリー、スパンブリー、ペッチャブリー、サトゥン、パッタラン、カンペンペッ、ピチット、プレー、ペッチャブーン、ウタイターニー、サコンナコーン、カーラシン、マハーサーラカム、スリン、ローイエット、ルーイ、ブリーラム、アムナートチャルーン、チャイナート、ナコーンナーヨック、プラチュワップキーリーカン、サムットソングラム、チャンタブリー、ロブブリー、サケーオ、トラート、スコータイ、ウッタラディット、ランブーン、パヤオ、ウボンラーチャターニー、ナコーンパノム、ブンカーン、ノーンブワラムプー、ムクダーハーン、ヤソートーン、チェンラーイ、ピッサヌローク、ウドーンターニー、ノーンカーイ、ナコーンサワン、チャイヤプーム、アーントーン、シーサケート
308 バーツ/日 約 8.8 米ドル/日 (13 県)	クラビー、コーンケン、チャチューンサオ、チョンブリー、チェンマイ、ナコーンラーチャシーマー、プラーチンブリー、プラナコーンシーアユッタヤー、パンガー、ラヨー、ソンクラ、サラブリー、スラートターニー
310 バーツ/日 約 8.85 米ドル/日 (7 都県)	バンコク、ナコーンパトム、ノンタブリー、パトゥムターニー、プーケット、サムットプラカーン、サムットサーコーン
300 バーツ/日 約 8.56 米ドル/日	ナコーンシータンマラート、トラン、ラノーン、チュムポーン、シンブリー、ナラーティワート、パッターニー、ヤラー

(8 県)

カンボジア

■労働組合法が 6 月 28 日から施行開始

これまで、カンボジアにおいて労働組合について規定してきたのは、労働法のみであったが、2016年6月28日、労働組合法が即日施行された。

本法は、労働組合の労働省への登録義務、組合代表者の要件、政府による労働組合の財務面でのコントロール、不当労働行為、団体交渉、労働協約及び罰則について詳細に定めている。

同法は目的の一つとして「生産性の向上」、「投資の促進」と使用者目線の考え方を挙げている点が特徴である。今後、どのように運用がなされ、これまで投資家を悩ませてきた違法ストに対する対処がなされるのか実務の運用に注視が必要である。



■2017 年度の最低賃金が適用

2016年9月29日、2017年度の最低賃金に関する労働省令が公布された。

同省令によれば、2017年1月1日からの正規労働者の最低賃金は月額153ドル、試用期間中の労働者の最低賃金は月額148ドルであり、2016年度の正規労働者の最低賃金である月額140ドルから約9.3%増額した。ベトナムのゾーン1（ハノイ、ホーチミン近郊）における2017年度の最低賃金約168ドルに比して約10%低いものとなった（なお、ゾーン2における2017年度の最低賃金は約148ドルとカンボジアより約3%低いものとなっている。）。

ラオス

■ タイ・ラオス間の陸路入国回数の制限

このたび、タイ政府は、内務省令を 12 月 1 日付け官報に告示した。その内容は、タイ入国管理局は、タイと国境を接する国から査証免除措置を利用してタイへ陸路で入国する回数を暦年で 2 回までと定めている。この措置の目的は、「査証免除制度を使ってタイへの出入国を繰り返し（いわゆるビザラン）、実質上タイに長期滞在を行う者を規制する」としている。

今回の規制は、一般旅券所持者を対象とする（ラオスの長期滞在査証を取得し、ラオスに居住している外交旅券所持者、公用旅券所持者及び国連レセパッセ所持者は対象から除外される）。

本件に対する対応策として、ラオスに居住している一般旅券保持者（企業駐在員（家族も含む）、ラオス永住者、ラオス人の配偶者として長期滞在者など）は、以下の通り査証を取得することで、年に 2 回以上陸路にてタイへ入国することができると規定された。



1 査証の種類

(1) シングル観光ビザ

- ・ 申請費用 1,000 バーツ

- ・写真 2 枚（パスポートの写真サイズ）
- ※今年 2 月 28 日までは申請費が免除
- ・最大 60 日間滞在可能
- ・有効期限 3 カ月（発行から 3 か月以内にタイに入国しないと無効になる）

(2) マルチ観光ビザ

- ・申請費用 5,000 バーツ
- ・最大 60 日間／回 滞在可能
- ・6 か月間有効
- ・有効期間 最大 6 ヶ月（発行から 6 ヶ月間は何度でもタイに入国出来る）

2 マルチ観光ビザ取得条件

- (1) パスポート（残存期間 6 ヶ月以上）
 - (2) ラオスのビジネスビザ、ラオスの滞在許可証（ステイパーミット）あるいは労働許可証（残存 6 ヶ月以上）のコピー
- ※ 労働許可証等の残余有効期間が 2.5 ヶ月であれば、マルチ査証の有効期間は 2 ヶ月となる。（有効期間の設定は月単位）
- (3) 本人の銀行ステートメント（20 万バーツ以上の貯金があること（家族で合計 20 万バーツでもよい）、また複数銀行（ラオス（キープ貯金でも可）・タイの銀行）の通帳の合算でも可）
 - (4) ラオスにある所属会社からのレター（在職証明証）
 - (5) 申込書および写真 2 枚（背景は白、パスポートの写真と同じサイズ）

同措置は 2016 年 12 月 31 日より施行されており、陸路でラオスからタイ入国を予定する人は注意が必要である。なお、タイとの陸路国境にて厳格に 2 回ルールが適用されるかどうかは現時点では確認できていない。

2017 年 1 月現在、外国人に開かれているタイとの国境地点（陸路）は以下の通り。

ラオス側国境	タイ側国境
第一友好橋（ビエンチャン都）	ノンカーイ
第二友好橋（サワンナケート県、カイソーン）	ムクダハーン
第三友好橋（カムムアン県、ターケーク）	ナコンパノム
第四友好橋（ボーケーオ県ファイサーイ）	チェンコーン(チェンライ県)
ワントオ（チャムパサック県）	チョンメック（ウボンラチャタニー県）
ナムグン（サイニャブリー県）	ファイコーン（ナーン県）
ナムファン友好橋(サイニャブリー県)	ルーイ県
プードゥー（サイニャブリー県パークラーイ郡）	ウトラディット県バーンコーク郡

ビエンチャンに住んでいる外国人は週末にタイに買い物へ出かけたり、病院へ通院する人も多くいる状態である。また、すぐにでもタイの病院へ搬送しなくてはならないような緊急時にこのような制限は免除されるのだろうか。この点、以下のように配慮がなされている。

「急病等でタイにある病院に緊急移送する必要がある患者が、同年、既に無査証でタイに 2 回入国していた場合の取り扱いについては、原則として、タイ入管でも人道的配慮に基づき、無査証による入国を許可することになっている。その場合、入国審査官が急病患者であることを認識出来るようにする必要がある。

一番簡単な方法としては、タイ側病院から救急車を派遣して貰い、それでタイに渡航することであるが、急患が私用車でタイ側に渡航しようとする場合には、急患であり、直ちにタイ側病院において治療する必要があることを入国審査官に説明する必要がある。今後、多くの弊害が出てくることが予想されるため、今後の運用に注視が必要である。

ミャンマー

■自動車輸入規制・ビザ規制改正

2016年11月30日に自動車輸入に関する通達（Supervisory Committee for the Import of Vehicles and Related Business Notification No.1/2016）が発表され、自動車の輸入条件が厳格化されている。また、同年12月1日からミャンマーに入国、滞在するために必要なビジネスビザに関する規則が変更されている。

1 自動車輸入規則

自動車監査委員会が発表した上記通達によると2017年1月1日から輸入自動車に関して、新しい要件が適用されている。個人利用の自動車輸入について、2015年以降の製造で左ハンドルの車に限定されている（1項(b)）。また、運送用車両は2007年以降、高速バスは2012年以降（左ハンドル）、小型バス・シティバスは2007年以降（左ハンドル）に限定されている（1項(b)(c)）。なお、その他一部例外が認められるケースもあり、当該例外についても同通達に規定されている。

本通達の発表により、輸入できる自動車を限定することで、更なる渋滞を回避し、ミャンマー国内生産を加速させる意図があるとのこと。この通達に対して、輸入業者は反発しており、今後の本通達がどれだけ有効に適用されるか注目していく必要がある。

2 ビザ規則

労働省は、2016年12月2日付けでビザ規則（Immigration and Population Announcement concerning New Visa Rules）を公布し、2016年12月1日から申請費用を値上げした。特に、ビジネスビザ（1年間・マルチプル）は24,000円から63,700円と大幅な値上がりとなった。

現在、ミャンマーに滞在する日本人は期間中、何度でも再入国可能なビジネスビザ（マルチプル）を取得し、70日毎に海外へ出国する方が多い状態だが、今回3倍の値上がりとなり、期間中はミャンマーに滞在可能なステイパーミットへ切り替える日本人が増加するのではないかと予想されている。

ステイパーミットは申請については、複雑であり、必要書類などについては、日々実務が変動しているので、注意が必要である。

なお、こちらはあまり知られてないが、入国管理法上、ビジネスビザでミャンマーに入国し、ホテル以外の場所に滞在する場合には、入国管理局に「Report of Arrival」という書類を届出する必要があるため要注意である。



One Asia Lawyers

One Asia Lawyers、ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つの法律事務所（ワン・ファーム）として、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。One Asia Lawyers のメンバーは、ASEAN 各国での業務経験を積み、ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。ASEAN 各国および日本にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。



本ニュースレターは、各地の法律に関連する情報を提供しているのみであり、法律アドバイスを提供するものではありません。個別の事案については、各地専門家のリーガルアドバイスを受けることを推奨いたします。

本記事に関するご照会は下記までお願いいたします。

info@oneasia.legal